

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>B 個別ガイドライン</p> <p>I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン</p> <p>1 開示府令第二号様式記載上の注意(33) aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>a ~ c</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>a ~ c</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>a・b</u> (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>a ~ e</u> (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>a・b</u> (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>a・b</u> (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>a ~ d</u> (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>a・b</u> (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p><u>a ~ d</u> (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p><u>a ~ c</u> (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>2 開示府令第二号様式記載上の注意(33) bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。</p> <p><u>このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。</u></p> <p>(1) 売上高の著しい減少</p>	<p>B 個別ガイドライン</p> <p>「事業等のリスク」の記載例に関する取扱いガイドライン</p> <p>開示府令第二号様式記載上の注意(33)に規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(1)~(3)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(1)~(3)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(1)~(5)</u> (略)</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p>6 (略)</p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p>7 (略)</p> <p><u>(1)~(4)</u> (略)</p> <p>8 (略)</p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p>9 (略)</p> <p><u>(1)~(4)</u> (略)</p> <p>10 (略)</p> <p><u>(1)~(3)</u> (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(新設)</p>

- (2) 継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス
- (3) 重要な営業損失、経常損失又は当期準損失の計上
- (4) 重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上
- (5) 債務超過
- (6) 営業債務の返済の困難性
- (7) 借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性
- (8) 社債等の償還の困難性
- (9) 新たな資金調達の困難性
- (10) 債務免除の要請
- (11) 売却を予定している重要な資産の処分の困難性
- (12) 配当優先株式に対する配当の遅延又は中止
- (13) 主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶
- (14) 重要な市場又は得意先の喪失
- (15) 事業活動に不可欠な重要な権利の失効
- (16) 事業活動に不可欠な人材の流出
- (17) 事業活動に不可欠な重要な資産の毀損、喪失又は処分
- (18) 法令に基づく重要な事業の制約
- (19) 巨額な損害賠償金の負担の可能性
- (20) ブランド・イメージの著しい悪化

II 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン (新設)

開示府令第二号様式記載上の注意(36) bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これに限るものではないことに留意する。）。

- (1) 資産の処分（有価証券、固定資産等の売却等）に関する計画
- (2) 資金調達（新規の借入れ又は借換え、新株又は新株予約権の発行、社債の発行、短期借入金の当座貸越枠の設定等）の計画
- (3) 債務免除（借入金の返済期日の延長、返済条件の変更等）の計画
- (4) その他（人員の削減等による人件費の削減、役員報酬の削減、配当の支払いの減額等）